

医療費通知

pepUp.

- Pep Upの医療費通知は、毎月、健康保険組合様から医療費データ（CSV）をお送りいただき、それを登録することで実現します
- JMDC側で一括して登録しておりますので、健康保険組合様はご登録不要です
- 毎月公開日に該当月に医療費が発生している方に医療費総額がメール通知されます
 - ※ユーザー様ご自身で、医療費通知をメールで受け取らない設定に変更することが可能です
 - ※ユーザー様ご自身で、医療費が0円の場合もメールを受け取る設定に変更することが可能です
- 各ユーザー様のPep Up画面で、毎月の医療費の詳細がご照会いただけます
- 過去データの表示は最大2年分となります
 - ※現在、受領いたしました過去データ全て閲覧できておりますが、過去2年分表示に改修する予定となっております。改修の具体的な日程は決まっておりません。
- ユーザー様からのお問い合わせ対応用に
健保管理画面>医療費通知検索 機能で、
記号番号を検索キーにして各ユーザー様の医療費通知をご照会いただく機能も用意しております

医療費のお知らせ画面構成要素について

① 平成29年4月10日

② 2018年6月 医療費のお知らせ兼給付金支給決定通知書

③ 事業所記号 99999 被保険者番号 1000 氏名 健康 花子 殿

対象者名	医療機関名	診療年月	診療区分 又は給付種別	日数	医療費総額	健保が医療機関に支払った額	病院の窓口で支払った額	法定給付額 又は補助金額
								1,000 0
④	大山医院	2015年2月	医社単本外	1	4,000 0	2,800 0	1,200 0	0 0
	大山医院	2015年3月	医社単本外	1	1,500 0	1,050 0	450 0	0 0
	大山医院	2015年4月	医社単本外	1	3,500 0	2,450 0	1,050 0	0 0
	合計				29,300 0	20,410 0	8,890 0	1,000 0

④ 明細項目はご利用の各基幹システムによって異なります

⑤ ※保険適用外の費用は記載されません

⑥ この通知の内容について不明な点は、当健康保険組合までお問い合わせください。また、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内（再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）

⑦ なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

⑧ HDP健康保険組合

⑨ PDFでダウンロードする

平成29年4月10日支払

医療費のお知らせ画面構成要素について

番号	要素名	内容
①	公開日	医療費通知の公開日が表示されます
②	タイトル	対象年月+固定タイトルが表示されます ※対象年月は、診療年月・処理年月・公開年月より健保様毎にご選択いただきます
③	記号 番号 氏名	組合員様ご本人の記号・番号・氏名が表示されます
④	医療費明細情報	医療費の明細が表示されます 各項目については「 各基幹システム別 画面レイアウト 」を参照してください
⑤	医療費通知共通コメント	全医療費通知共通の固定コメントになります
⑥	教示文	法定給付・付加給付金があった場合のみ教示文が表示されます ※デフォルトの教示文は固定です。 健康保険組合様オリジナルの教示文を表示することも可能です
⑦	支払日	法定給付・付加給付金があった場合のみ給付金支払日が表示されます ※デフォルトの支払日は公開日となります 表示しない、または公開日以外のご指定の日にちにすることも可能です
⑧	健康保険組合様情報	健康保険組合様名 住所 電話番号 が表示されます ※デフォルトは健康保険組合様名のみです 法定給付・付加給付金があった場合、印影を表示することも可能です
⑨	ダウンロードボタン	PDF印刷したい場合にクリックするボタンです

医療費通知閲覧フロー①

■ Pep Upにログインいただき、ホーム画面上の「医療費」を選択します。

※アプリの場合は「メディカル」「医療費」を順にタップします。

ホーム画面 (PC)

Home page (PC) showing the '医療費' (Medical Expenses) icon highlighted in the left sidebar.

ホーム画面 (スマホブラウザ)

Home page (Mobile Browser) showing the '医療費' (Medical Expenses) icon highlighted in the top navigation bar.

医療費画面 (アプリ)

Medical Expenses page (App) showing the '医療費' (Medical Expenses) icon highlighted in the top navigation bar.

あなたの医療費推移

診療月	自己負担分	健保・国・自治体負担分
2012	2,583	6,027
2101	0	0
2102	5,071	12,999
2103	4,023	9,587
2104	0	0
2105	2,598	6,062

医療費のお知らせ

公開日	通知書名	診療月	自己負担分
2021/08/25	2021年5月 医療費のお知らせ	2021年 05月	2,598 円
2021/07/26	2021年4月 医療費のお知らせ	2021年 04月	0 円
2021/08/25	2021年3月 医療費のお知らせ	2021年 03月	4,023 円
2021/05/25	2021年2月 医療費のお知らせ	2021年 02月	5,571 円

医療費通知閲覧フロー②

■ 「医療費」ページの下部「医療費のお知らせ」から、閲覧したい対象月の医療費を選択します。

医療費のお知らせ

2020年04月から2020年06月診療分までの医薬品をフェリックス医薬品にすると

890円 → 431円

あなたの現在の健康状態

正常です

ホーム
わたしの健康状態
医療費
アクティビティ
健康記事
日々の記録
Pepポイント
申請書ダウンロード
各種申請
設定

あなたの医療費傾向

診療月	自己負担分	健康・国・自治体負担分
2020		
2020		
2020		
2020		
2020		
2020		

医療費のお知らせ一覧

公開日	通知内容	診療月分	自己負担分
2020/11/25	2020年11月 医療費のお知らせ発行済発行済通知書	2020年08月	11,190円
2020/10/26	2020年10月 医療費のお知らせ発行済発行済通知書	2020年07月	1,125円
2020/09/25	2020年9月 医療費のお知らせ発行済発行済通知書	2020年06月	18,134円
2020/08/25	2020年8月 医療費のお知らせ発行済発行済通知書	2020年05月	1,768円
2020/07/27	2020年7月 医療費のお知らせ発行済発行済通知書	2020年04月	17,842円
2020/06/25	2020年6月 医療費のお知らせ発行済発行済通知書	2020年03月	31,257円

医療費のお知らせ

直近6ヶ月分の医療費をグラフで表示します。医療費の診療月での表示となります。

直近6ヶ月分より昔の医療費の確認をしたい場合はこちらをクリックしてください。

医療費のお知らせ

■ ご選択頂いた月の医療費通知明細を閲覧することができます。

※下記通知内容は、サンプルです。ご利用の基幹システム毎に仕様が異なりますので、見出しが異なる場合がございます。ご了承下さい。

平成29年4月10日

[一覧を見る](#)

2018年6月 医療費のお知らせ兼給付金支給決定通知書

事業所記号 99999 被保険者番号 1000 氏名 健康 花子 殿

対象者名	医療機関名	診療年月	診療区分 又は給付種別	日数	医療費総額	健保が医療機関に支払った額	病院の窓口で支払った額	法定給付額 又は補助金額
					入院時食事療養費	国・自治体で支払った額	薬剤負担額 又は食事療養費負担額	付加給付額
	大山医院	2015年1月	医社単本外	1	3,000 0	2,100 0	900 0	1,000 0
	大山医院	2015年12月	医社単本外	1	3,000 0	2,100 0	900 0	0 0
合計					29,300 0	20,410 0	8,890 0	1,000 0

※保険適用外の費用は記載されません。

この通知の内容について不明な点は、当健康保険組合までお問い合わせください。また、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内（再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

平成29年4月10日支払

HDP健康保険組合

[PDFでダウンロードする](#)

給付金があった場合のみ下記教示文が出力されます

教示文

■ 国税電子申告(e-Tax)用データをダウンロードする事が可能です

※e-tax機能導入には別途費用がかかります。ご契約頂いた健康保険組合様のユーザー画面でのみ表示されます。

※アプリ版ではご利用いただくことができません。パソコンでe-Tax用データ (XML形式) をダウンロードしてご利用ください。

医療費のお知らせ

2020年1月1日から2020年12月31日までの医療費のお知らせのダウンロードが可能です。

340,000円

221,000円

出発日	通知名称	診療内容	通知金額
2020/1/1/12	2020年12月 医療費のお知らせ	2020年12月	11,563円
2020/2/1/12	2020年10月 医療費のお知らせ	2020年10月	7,538円
2020/3/1/12	2020年9月 医療費のお知らせ	2020年9月	13,709円
2020/4/1/12	2020年8月 医療費のお知らせ	2020年8月	19,560円
2020/5/1/12	2020年7月 医療費のお知らせ	2020年7月	16,303円
2020/6/1/12	2020年6月 医療費のお知らせ	2020年6月	17,279円

医療費通知に関するよくあるご質問

- ① 「医療費のお知らせ」をダウンロードするには、事前に医療費通知のダウンロード権限を付与する必要があります。
- ② 通知したばかりの医療費の記載がまだありません。
- ③ 契約済みの医療機関が異なります。

Peppipに掲載されている医療費通知を出力します。
1月～12月までの医療費通知をそれぞれダウンロードする場合は、通知された医療費通知が「医療費通知」データ (XML形式) に含まれていない可能性があります。[ダウンロード]をクリックした際の医療費通知を確認してください。
2020年医療費 73,779円 [ダウンロード]
2019年医療費 111,129円 [ダウンロード]
2018年医療費 86,667円 [ダウンロード]
2017年医療費 99,535円 [ダウンロード]

国税電子申告システム(e-Tax)での医療費の申告を行う際に、こちらからダウンロードした「医療費通知」データ (XML形式) を申告書として提出することができます。
医療費の申告書を作成する際は、事前に「医療費通知」データ (XML形式) を利用して確定申告書を作成することができます。
ただし、所定した確定申告書を作成して提出により納税額に差が生ずる場合は、別途納税を要する場合があります。確定申告書を作成する際は必ずご確認ください。

■ 注意事項

■ 国税電子申告(e-Tax)用データダウンロード機能の注意点

国税電子申告(e-Tax)用データのダウンロード

PeP Upに公開されている医療費情報を出力します。

1月～12月診療分の医療費通知に未公開分がある場合は、受診された医療費情報が「医療費通知」データ（XML形式）に含まれていない可能性があります。[ダウンロード]をクリックした時点の医療費情報を出力します。

2020年診療分 111,111円 [ダウンロード]

2019年診療分 77,777円 [ダウンロード]

2018年診療分 88,999円 [ダウンロード]

国税電子申告システム(e-Tax)での医療費控除申請を行う際に、こちらからダウンロードした「医療費通知」データ（XML形式）を添付書類として提出することができます。

医療費控除の詳細については医療費を支払ったとき（医療費控除）をご覧ください。

国税庁の確定申告書作成コーナーでも、「医療費通知」データ（XML形式）を利用して確定申告書を作成することができます。

ただし、作成した確定申告書を印刷して書面により税務署に提出する場合は、別途領収書を保存（確定申告期限から5年間）する必要があります。

■ 注意事項

- ① 病院を受診してから3～4ヶ月ほど反映にお時間をいただいております。
そのため、申請時にデータの内容を確認いただき、不足分はご自身で「医療費控除の明細書」に記入いただく必要がございます。また通院費など、病院の窓口で支払った額以外についても、別途ご自身で記入ください。
医療費控除の対象となる費用についてはこちらをご覧ください。
- ② 同一医療機関での医療費と食事療養費を合算して表示している場合がございます。
- ③ 一部医療機関名が記載されていないデータが含まれている場合がございます。
医療機関名が表示されていないデータについては医療費控除に関する手続について（Q & A）の13をご確認の上、ご自身でご記入ください。
- ④ 健康保険組合、自治体、保険会社からの給付金の記載はございません。
そのため、給付金を受給した場合には「支払った医療費の額」から給付金の額を差し引いて、申請いただくようお願いいたします。
給付金の例：保険会社からの保険金、公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、(家族)療養費、(家族)出産育児一時金、高額療養費
- ⑤ 医療機関から請求書の返戻依頼等があり再審査請求扱いとなった医療費は、過去の通知内容を訂正・削除する事はできないため、重複する場合がございます。
重複があった場合はダウンロードしたXMLを国税電子申告システム（e-Tax）に取り込んだ後、金額訂正いただくようお願いいたします。
- ⑥ 医療費控除についてご質問がある場合には、最寄りの税務署までお問い合わせください。

ダウンロードリンクが表示されます。
クリックすることで、XML形式のファイルがダウンロードされます。ファイル自体は開いて確認・修正はできません。e-tax専用ページでご確認ください。

確定申告の時期（2月中旬～3月中旬）には、12月診療分まですべてを反映させることは出来ません。不足分については申告者ご本人が領収書を参照しながら追加対応していただく必要がございます。あらかじめご了承ください。